● 九州地方に於ける勞資調整懇談會の狀況

一、財界有力者との懇談會

△日時場所　六月五日午後一時—三時半
福岡市福岡組合銀行集會所

△出席者
飯田久次郞氏、岡部榮氏、內海東治氏、小西春雄氏、杉浦久三郞氏、末次猛氏、川口繁藏氏、上田貞敏氏、木村尙一氏、西山信一氏、石橋正三郞氏、野田勢次郞氏、高取盛氏、占部保氏、德根吉郞氏、香月五郞氏、渡邊福雄氏、百木三郞氏、原田幾造氏、與裙友象氏、原田平五郞氏、玉井磨輔氏、里村靜一氏、渡邊義介氏安川第五郞氏、國吉信義氏、木村平右衞門氏、中森延一氏、松村茂氏、岡田晉次郞氏、麻生太賀吉氏、林新作氏、中根元氏、坂本信義氏、鈴木金十氏、水谷常次郞氏、石橋德次郞氏、成田厚生省勞働局長、服部福岡縣總務部長、田村福岡縣經濟部長、廣瀨福岡縣警察部長、土肥原福岡縣土木部長、堀福岡鑛山監督局長、河內福岡市長、木梨博多商工會議所會頭、森田全國產業團體聯合會書記長
主催者側　河原田理事、町田常務理事、長岡常務理事、淸原福岡出張所長溜島、坂井、子安、相原、郡司の諸氏

△會議概況
淸原福岡出張所長の開會の挨拶に次ぎ、町田常務理事は本會が產業報國運動を展開するに至つた動機並びに今後に對する決意を述べた。即ち日支事變勃發と同時に戰時勞働對策懇談會を設け戰時戰後に於ける勞働政策遂行に萬全を期したが尙一層之が强化を計る爲、厚生省其の他有力なる各方面よりの協力の下に時局對策委員會を開設し(一)傷痍軍人對策、(二)勞資關係調整方策の二項が研究されたがその內戰時、戰後の勞働問題が最も大切であり、之が解決に當つては從來の如き歐米依存の考へ方でなく新時代を創造する處の日本的な崇高なる指導精神を打立て、之に依つて勞資關係を圓滿ならしめ勞働爭議の如き不祥事を根絕し生產力の擴充延いて皇國の隆昌を計るにある。今日は如何にしても擧國一致、國難を打開し更に大東洋建設に邁進すべき秋であり、此の點より觀るも勞資一體產業報國運動を爲すは歷史上未曾有の事で本運動展開の目的も此所に在り、其の意義も自ら鮮明さるゝ事で、此れが達成の爲には身命も敢て惜しからずと力說す。

次に河原田理事より大阪同樣の挨拶があり、次に成田厚生省勞働局長より、厚生省として、此の勞資調整に就いては非常なる關心を有し、之が成功の爲努力しつゝある、殊に現今の事變中に於て勞資の爭を止め、協力して國家に貢獻するよう行かねばならぬが之を永遠的なものにしたい、即ち從來の思想よりの消極的協力でなく新しい日本的の考より勞資一體となり產業界を明朗ならしめ、新時代を建設したく思ふ。然し現在に於ては强制的に行ふより話し合ひで作つて行き度い。次いで森田全產聯書記長より、勞資關係調整方策に關する限り、此の成案は協調會、政府、全產聯、勞働團體等凡ゆる社會の產業面の代表者に依り決定された案であり、其の根本精神は單なる勞資關係の調整でなく產業報國と云ふ大理想より出たものである、故に此の觀點より指導精神も階級對立と云ふ念でなく、家族親和と云ふ新たな觀念より出たものであり、全產聯の立場よりしても又國家的見地よりするも之が運動に協力する旨述べた。

次いで長岡常務理事より產業報國會及び產業報國聯盟(未定稿)の說明を爲し後、懇談に入る。

出席諸氏より開陳せられた質疑意見の大要左の如し。

(一) 從來の民主々義的な勞働組合との關係如何
(二) 贊同はして居るが既往の如き勞働組合があり對立的感情の消えない時は相當困難ではないか
(三) 事業場には其の事業上單位の會が作られる事が必要だ又會を作る事に依り外部より第三者侵入の餘地を與へはしないか
(四) 指導精神に於て相當實際に沿はぬ點が有る樣だ、事業主の敎育も大事だが實際勞務者を指導する職員の敎育がより重要であり、勞資一體も單なる勞と資の對立解消でなく全國內の對立解消に寄與せねばならぬ。
(五) 之は法制化の前提の樣にも思はれる。又之が運動を起した場合橫斷的團體はどうなるか。

最後に町田常務理事より此の運動をして日本の新しき進軍に際しての大なる指標として行き、戰時戰後の勞働不安なきよう死力を盡す決心なる故諸氏の助力を願ひたいとの閉會の辭あり。

二　福利委員との懇談會

△日時場所　六月六日午前十一時—午後三時
福岡市昭和生命會館

△出席者
安永渡平氏、矢柴信雄氏、榎本勝造氏、後藤吉五郞氏、米澤英之氏、松尾秀雄氏、岡軌丸氏、武藤文雄氏、楠武夫氏、高橋榮吉氏、苻吉男氏、吉本隆次氏、鈴木利一郞氏、川上源藏氏、小林久雄氏、長野親男氏、久原忠太氏、常松五藏氏、松江邦雄氏藤崎憲太郞氏、吉原幸三郞氏、石濱秀雄氏、佐保熊一氏、稻葉哲氏、深谷鐵夫氏、神宮司淸氏、西田成三氏山本季男氏、久米榮氏、茂木宏氏、森榮哉氏、加藤喜一郞氏、城戶久氏鎌倉利之氏、岡部榮氏、正木直氏、後藤渡氏、田島圭一氏、飯島貞雄氏花田勘平氏、重住櫂祐氏、宗近鵬介氏、田中丑之助氏、大森林太郞氏、高木作太氏、瀧原豐氏、井上壽之亮氏、野中大吉氏、油田義郞氏、吉見實氏、江頭佳造氏、占部周策氏、渡邊德次氏、久良木利之氏、江上寬吾氏、占部保氏、瀧川淸之助氏、坂本行敬氏、神崎愿氏、白川周一氏、小林敏彌氏、木村逸郞氏、葛谷乘世氏森田良雄氏

△主催者側　福岡銀行集會所の懇談會と同じ

△會議概況
淸原福岡出張所長の開會の挨拶に始り、町田、河原田、森田、長岡の諸氏、夫々福岡銀行集會所の懇談會に於けると同じ要旨の挨拶を爲し、懇談に入る。

出席諸氏より開陳せられた質疑意見の大要左の如し。

(一) 協調會案は事業主側に都合よく出來てはゐないか。
(二) 事業者は親心を以て勞働者に對すべきで單に賃銀を給すればよいの觀念は誤りで物質以外の精神的なものを與へるよう努めねばならぬ。又統制も力でなく、和やかな精神的に結合さるゝ事が本體である。
(三) 此の運動は勞資が共に融合する事であるが特に事業主が自覺せねばならぬ。即ち所謂親父敎育が必要である。
(四) 親父敎育と共に、又技術家、勞務擔當者も修養せねばならぬ。

等の熱論出で最後に町田氏より勞資關係に對する既成觀念の是正、產業道の確立と高揚、事業主の反省等問題は多々あるが協調會は死力を盡し進む決心なる故、協力を求むる意の挨拶ありて閉會す。

以上の如く產業報國運動の第一次的渦踏みを終つた譯であるが、なほ諸會合における各方面の熱心なる期待激勵と親切なる御批判に沿うべく協調會も目下着々として微力を盡しつゝある次第であつて產業報國聯盟の具體的諸問題に就ての研究も進みつゝあり、各方面との懇談も圓滿に進行中である。この機會に熱心なる御協力と眞に同志的にして忌憚なき御忠告を重ねて御願ひする次第である。時の經るに從つて益々深刻擴大化する大陸における軍事的形勢と日本の國內政治、經濟的狀勢の緊迫化を想ふとき、勞資一體となつて產業報國に精進すべき感を一層深くし、我々の責任を痛感せざるを得ない次第である。

×　×

資料

產業報國運動に對する各方面の意見

產業報國運動の進展途上各方面に於て種々御意見批判等の發表があつたが、研究上好箇の資料たる意味に於てこゝに原文のまゝ發表する。我々としてはそれに御答へしなければならぬ個所が多々あると信ずるが敢て參考資料として發表する次第である。

一、厚生省

厚生省に於ては左に紹介する如く戰時、戰後の勞働問題に就き、極めて深刻なる關心をもち、着々御研究の由であり、時局對策委員會の積極的な成員となつて立案に參畫援助され、又大阪名古屋或は北九州地方に於ける懇談會にも成田勞働局長永野勞政課長の御出席を得た次第であるが、先般開催された全國警察部長會議、特高課長會議においても左記の如き訓示、指示等を發表され官民一致の實を着々あげられて居る次第であり、運動の進展の上に極めて有力なる影響を與へられつゝあるはまことに感謝に耐へざる所である。

木戶厚生大臣訓示拔萃（五月二十五日警察部長會議）

勞資一體產業報國ノ精神ハ勞資關係ヲ規定スベキ根本ノ基調デアリマス。事變發生以來此ノ精神ノ昂揚サレツツアリマスコトハ寔ニ喜ブベキ現象デアリマスガ今後更ニ一段ト本精神ノ普及徹底ヲ圖リ產業ノ平和ト國家生產力ノ擴充トニ資スルノ要緊切ナルモノガアリマス。

警察部長會議（五月二十五日）における厚生省指示事項（拔萃）

一、勞資關係ノ調整ニ關スル件

事變發生以來勞資一體產業報國ノ精神著シク昂マリツツアルハ寔ニ喜ブベキ傾向ナルモ事變長期化ノ段階ニ入リタル今日斯ル傾向ヲ益々助長シ產業ノ平和ト發展トヲ圖リ國家生產力ノ擴充ニ資スルハ喫緊ノ要務ナリトス又此ノ精神コソハ勞資關係ヲ規制スベキ根本ノ基調ナルヲ以テ此ノ際勞資雙方ニ對シ一層時局ノ認識ヲ深カラシメ相互間ノ相剋ヲ解消セシムルト共ニ更ニ進ンデ兩者眞ニ一體トナリ產業報國ノ實ヲ擧ゲシムルヤウ之ガ指導ニ格段ノ力ヲ竭サレタシ

一、勞務者ノ福利ニ關スル件

勞務者ノ物心兩面ノ生活內容ヲ益々豐富ニシ其ノ勤勞生活ヲ快適ナラシムルト共ニ我國產業ノ健全ナル發展ヲ圖ルカ爲ニハ勞務者ノ福利ニ關スル諸般ノ施設ヲ擴充スルコト緊要ナルガ就中左ノ施設ニ付特ニ力ヲ致サレタシ

(一)產業人ノ教養ニ努メ其ノ自覺ヲ促スト共ニ產業報國ノ精神ヲ喚起スルコト
(二)體育ヲ奬勵シ勞務者ノ健康增進並生活ノ明朗化ヲ圖ルト共ニ其ノ團體的訓練ニ資スルコト
(三)勞務者ノ食事改善ニ關シ適切ナル施設ヲ講シ其ノ保健衞生及能率ノ向上並生活ノ經濟化ニ資スルコト

勞資關係調整方策要綱案

一、勞資雙方ニ對シ勞資一體、產業報國ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト
各種ノ會合等勞資ニ接觸スル機會ヲ捉ヘテ本精神ノ强調宣揚ヲ圖リ他面之ガ爲ノ講演會、懇談會等ヲ開催スルコト

二、各事業場內ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ之ニ適スル機關ヲ設置スルコトヲ勸奬スルコト
右機關ノ內容並之ガ設置ノ要項次ノ如シ

(一)組織ノ形式
委員會式ノモノ(例ヘバ產業報國懇談會、產業協力委員會、工場懇談會等)トスルカ又ハ團體式ノモノ(例ヘバ產業報國會、產業報國實行會等)トスルカハ各事業場ノ實情ニ依リ適宜トシ必ズシモ一定ノモノナルコトヲ要セズ、要ハ勞資雙方ノ意思ノ疏通ヲ圖リ勞資一體、產業報國ノ實ヲ擧グルニ適スルモノタレバ可ナリ

(二)委員會式ノモノニ付テノ要項
(1)能率增進、待遇改善、保健衞生、福利共濟、教育修養、其ノ他各般ノ問題ニ亙リ事業主從業員雙方ガ隔意ナキ懇談協議ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現スルニ努ムルコト
(2)前項ノ懇談協議ハ其ノ根本ノ基調ヲ產業報國ノ精神ニ置クコト
(3)懇談ノ結果纏マリタル事項ニ付テハ勞資雙方共充分之ガ實行ニ努メ勞資一體產業報國ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト
(4)委員ノ決定、委員會ノ構成並會議ノ方法等ハ各事業場ノ實情ニ應ジ適宜定メシムルコト　但シ委員ノ一部ニハ適當ナル方法ニ依リ從業員自ラ選出シタル者ヲ加フル如クスルコトヲ適當トス

(三)團體式ノモノニ付テノ要項
(1)事業主從業員雙方ヲ含メタル組織トスルコト
(2)本團體ノ事業ハ概ネ左記ノ如キモノタルコト
(イ)意思ノ疏通
勞資懇談ノ機關(委員會)ヲ作リ產業報國ノ精神ヲ基調トシテ能率增進、待遇改善、保健衞生、福利共濟、教育修養、其ノ他各般ノ問題ニ亙リ事業主從業員雙方ガ隔意ナキ懇談協議ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現スルコト
懇談ノ結果纏マリタル事項ニ付テハ勞資雙方共充分之ガ實行ニ努メ勞資一體產業報國ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト
委員ノ決定、委員會ノ構成並會議ノ方法等ハ各事業場ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ定メシムルコト　但シ委員ノ一部ニハ適當ナル方法ニ依リ從業員自ラ選出シタル者ヲ加フル如クスルコトヲ適當トス
(ロ)教育修養
勞資何レモ本團體ヲ通ジテ產業報國ノ精神ノ涵養徹底ヲ期スルモノトシ特ニ從業員ノ爲ニ教育修養ノ施設ヲ充實シ國家產業人トシテノ自覺矜持ヲ養ハシムルコト
(ハ)福利共濟
從業員ノ爲ノ慰安娛樂、福利共濟等ノ諸施設ニシテ本團體ノ事業タルニ適スルモノニ付キ之ヲ行フコト
(3)前項ノ事業中意思疏通ノ爲ノ懇談機關ヲ設クルコトハ最モ重要ナル點ト認メラルルヲ以テ特ニ留意スルコト

(四)本機關設置ノ勸奬ハ大體從業員百人以上ノ工場ヲ以テ差當リノ目標トスルコト
(五)本機關ヲ設置シタルコトノミヲ理由トシテ勞働組合ノ解散ヲ强ヒルガ如キ擧ニ出ヅルコトハ之ヲ避ケシムルコト
(六)本機關ノ設置ニ付テハ强制的態度ニ出ヅルコトヲ避ケ其ノ趣旨ヲ充分納得諒解セシメ自發的ニ之ヲ設クルニ至ル如クスルコト
(七)事業場內ニ於ケル既存ノ機關ニシテ本機關ト精神機能ヲ同ジクスルモノアル場合ニハ別ニ本機關ヲ設クルノ趣旨ニアラザルコト

特高課長會議における厚生次官訓示（拔萃）（六月二日）

勞資關係ヲ見マスルニ勞資雙方共克ク時局ノ重大性ヲ認識致シマシテ極力其ノ間ノ摩擦ヲ避ケ相携ヘテ產業ノ平和ト發展トニ協力スルノ態度ヲ示シテ居リマス、從ヒマシテ勞働爭議ノ如キモ昨年上半期ニアツテハ件數、參加人員共ニ未曾有ノ多數ニ達シタルニ不拘事變ノ發生以後ハ急激ニ減少致シマシテ下半期ニ於テハ近年稀ニ見ル僅少ノ數字ヲ示シタノデアリマス

凡ソ勞資一體產業報國ノ精神ハ勞資關係ヲ規制スル根本ノ基調デアリマシテ產業ニ從事スルモノハ事業主モ勞働者モ產業ノ公益性ヲ自覺シテ各其ノ分ヲ盡シ、渾然一體トナリテ產業ヲ通ジ國家ニ奉ズルノ覺悟ヲ要スルノデアリマス、事變長期化ノ段階ニ入リタル今日本精神ノ普及徹底ヲ圖リ產業ノ平和ト國家生產力ノ擴充トニ資スルノ要愈々緊切ナルモノガアリマス、各位ハ常ニ產業、勞働界ノ情勢ノ推移ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ勞資雙方ニ對シ時局ノ認識ヲ一層深カラシメ相互間ノ摩擦相剋ヲ避ケシムルノミナラズ更ニ進ンデ兩者ガ眞ニ一體トナリテ產業報國ノ徹底ヲ期スルヤウ特ニ指導セラレンコトヲ望ム次第デアリマス

特高課長會議（六月二日）指示事項（拔萃）

一、勞資關係ノ調整ニ關スル件
支那事變ノ發生以來勞資ガ極力雙互間ノ摩擦ヲ避ケ相率ヒテ產業ノ平和ト發展トニ協力スルノ態度ヲ示シツツアルハ喜ブベキ傾向ナリ、凡ソ勞資一體產業報國ノ精神ハ勞資關係ヲ規制スル根本ノ基調ニシテ國家產業發展ノ礎石タリ、事變長期化ノ段階ニ入リタル今日益々此ノ精神ノ普及徹底ヲ圖リ以テ產業ノ平和ト國家生產力ノ擴充トニ資スルノ要緊切ナルモノアリ、各位ハ此際勞資雙方ニ對シ一層時局ノ認識ヲ深カラシメ相互間ノ相剋ヲ解消セシムルノミナラズ